

## 風営法の改正概要

これまで、ダンスホール及びナイトクラブは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）の風俗営業に該当し、種々の規制を受けてきた。しかし、ダンスをめぐる国民意識の変化や風紀等の面で支障が生じる蓋然性が弱まったことを踏まえ、ダンスホールが風営法の規制から除外された（①）。また、ナイトクラブは営業形態に応じて一部が風営法から除外され、風営法による規制対象としては、「風俗営業」と「特定遊興飲食店営業」に細分化された（②）。

